

第3章 社会参加へ向けた自立の基盤づくり

第1節

障害のある子供の教育・育成に関する施策

1. 特別支援教育の充実

(1) 特別支援教育の概要

障害のある子供については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立や社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズに応じ、多様な学びの場において適切な指導を行うとともに、必要な支援を行う必要がある。現在、特別支援学校や小・中学校^(※1)の特別支援学級、通級による指導^(※2)においては、特別の教育課程や少人数の学級編制の下、特別な配慮により作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備等を活用して指導が行われている。特別支援教育は、発達障害も含めて、特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものであり、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対しても、合理的配慮の提供を行いながら、必要な支援を行う必要がある。

2023年5月1日現在、特別支援学校（小学部・中学部）及び小・中学校の特別支援学級の在籍者並びに小・中学校の通級による指導を受けている児童生徒の総数は約64万人^(※3)となっており、増加傾向にある。また、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒数の割合は、小・中学校においては約8.8%、高等学校においては約2.2%となっている^(※4)。

※1：本節において、小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

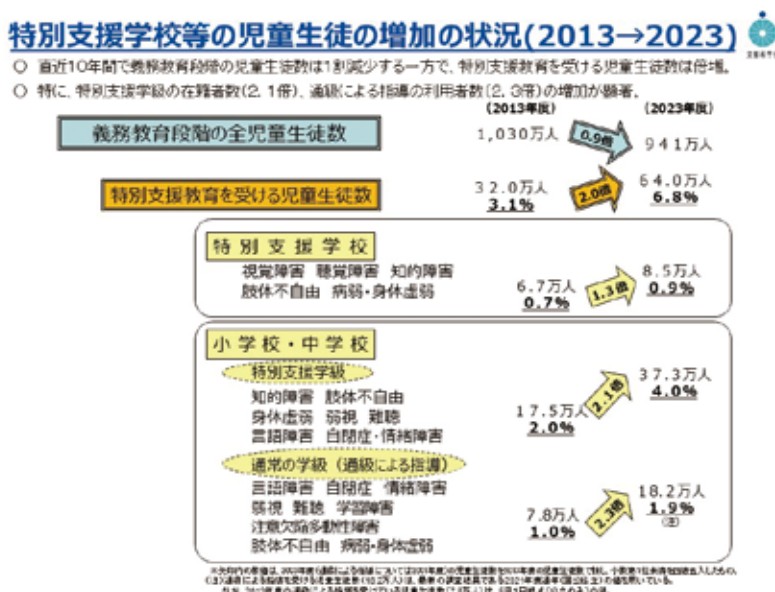
※2：通級による指導

小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業（主として各教科などの指導）を通常の学級で行いながら、一部の授業について障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う指導形態。対象とする障害種は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由及び病弱・身体虚弱。

※3：通級による指導を受けている児童生徒の総数は、2021年度通年の数。

※4：当該割合は、2022年度の値。

■ 図表3-1 特別支援学校等の児童生徒の増加の状況



資料：文部科学省

(2) 多様な学びの場の整備

ア 特別支援教育に関する指導の充実

① 多様な学びの場における教育

障害のある子供には、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通級による指導、通常の学級における指導といった多様な学びの場が提供されている。2018年度からは高等学校段階における通級による指導が開始されている。また、障害のため通学して教育を受けることが困難な幼児児童生徒に対しては、教師を家庭、児童福祉施設や医療機関等に派遣して教育（訪問教育）を行っている。

2017年4月には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、2019年2月に特別支援学校高等部学習指導要領を公示し、(ア)重複障害者である子供や知的障害者である子供の学びの連続性、(イ)障害の特性等に応じた指導上の配慮の充実、(ウ)キャリア教育の充実や生涯学習への意欲向上など自立と社会参加に向けた教育等を充実させた。

幼稚園、小・中学校及び高等学校における特別支援教育については、学習指導要領等において、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成するなど個々の児童生徒等の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うこととしている。また、2023年3月に閣議決定された「障害者基本計画（第5次）」においても、障害者が就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、幼児児童生徒の成長記録や指導内容等に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有・活用するため、本人・保護者の意向等を踏まえつつ、医療、保健、福祉、労働等との連携の下、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を促進することが明記された。

2023年3月13日に公表された、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議」報告において、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への具体的な支援の在り方について示された方向性を踏まえ、特別支援学校と小・中・高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを創設することについて、「障害者基本計画（第5次）」に明記されたところであり、2024年度から新規事業として実施すべく関連予算を計上している。

② 障害のある児童生徒の教科書・教材の充実

特別支援学校の児童生徒にとっては、その障害の状態等によっては、一般に使用されている、教科書発行者の発行する検定済教科書が必ずしも適切ではない場合があり、特別な配慮の下に作成された教科書が必要となる。このため、文部科学省では、従来から、文部科学省著作の教科書として、視覚障害者用の点字版の教科書、聴覚障害者用の国語（小学部は言語指導、中学部は言語）、知的障害者用の国語、算数（数学）、音楽及び生活の教科書を作成している。

さらに、特別支援学校及び特別支援学級においては、検定済教科書又は文部科学省著作の教科書以外の図書（いわゆる「一般図書」）を教科書として使用することができる。

また、文部科学省においては、拡大教科書など、障害のある児童生徒が使用する教科用特定図書等^(※5)の普及を図っている。

具体的には、多くの弱視の児童生徒に対応できるよう標準的な規格を定め、教科書発行者による拡大教科書の発行を促しており、2023年度に使用された小・中学校の検定済教科書については、標準規格の拡大教科書がほぼ全点発行されている。また、標準規格の拡大教科書では学習が困難な児童生徒のために、一人一人のニーズに応じた拡大教科書等を製作するボランティア団体などに対して教科書デジタルデータの提供を行い、拡大教科書等の製作の効

率化を図っている。このほか、通常の検定済教科書において一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な発達障害等のある児童生徒に対しては、教科書の文字を音声で読み上げるとともに、読み上げか所がハイライトで表示されるマルチメディアデジ教材等の音声教材を提供できるよう、関係協力団体（大学・特定非営利活動法人等）に効率的な製作方法等の調査研究を委託し、成果物である音声教材を無償提供するなど、その普及推進に努めている。

さらには、近年の教育の情報化に伴い、2020年度から実施されている学習指導要領を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、2018年に「学校教育法」（昭和22年法律第26号）等の改正等を行い、2019年度より、視覚障害や発達障害等の障害等により紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の困難を低減させる必要がある場合には、教育課程の全部において、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書^(※6)を使用することができることとなった。これに関し、文部科学省では、2022年度から引き続き2023年度において、特別支援学校及び特別支援学級を含む全国全ての小・中学校等を対象として、英語等の学習者用デジタル教科書を提供し普及促進を図る事業等を実施した。

※5：教科用特定図書等

視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため検定済教科書の文字、図形等を拡大して複製した図書（いわゆる「拡大教科書」）、検定済教科書を点字により複製した図書（いわゆる「点字教科書」）、その他障害のある児童生徒の学習の用に供するために作成した教材であって検定済教科書に代えて使用し得るもの。

※6：学習者用デジタル教科書

紙の教科書の内容の全部（電磁的に記録することに伴って変更が必要となる内容を除く。）をそのまま記録した電磁的記録である教材。

例えば、以下のような活用方法により、教科書の内容へのアクセスが容易となることが期待される。

- ①文字の拡大、色やフォントの変更等により画面が見やすくなることで、一人一人の状況に応じて、教科書の内容を理解しやすくなる。
- ②音声読み上げ機能等を活用することで、教科書の内容を認識・理解しやすくなる。
- ③漢字にルビを振ることで、漢字が読めないことによるつまずきを避け、児童生徒の学習意欲を支える。
- ④教科書の紙面を拡大させたり、ページ番号の入力等により目的のページを容易に表示させたりすることで、教科書のどのページを見るかを児童生徒が混乱しないようにする。
- ⑤文字の拡大やページ送り、書き込み等を児童生徒が自ら容易に行う。

③ 学級編制及び教職員定数

公立の特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級においては、障害の状態や能力・適性等が多様な児童生徒が在籍し、一人一人に応じた指導や配慮が特に必要であるため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（昭和33年法律第116号。以下本章では「義務標準法」という。）及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」（昭和36年法律第188号）に基づき、学級編制や教職員定数について特別の配慮がなされている。

・学級編制

1学級の児童生徒数の標準については、数次の改善を経て、現在、公立特別支援学校では、小・中学部6人、高等部8人（いわゆる重複障害学級にあってはいずれも3人）、公立小・中学校の特別支援学級では8人となっている。

・教職員定数

公立の特別支援学校における児童生徒数が増加していることや障害が重度・重複化していることに鑑み、大規模校における教頭あるいは養護教諭等の複数配置や、教育相談担当・生徒指導担当・進路指導担当及び自立活動担当教師の配置が可能な定数措置を講じている。

2011年4月の「義務標準法」の一部改正では、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒を対象とした通級による指導の充実など特別支援教育に関する加配事由が拡大された。

また、2017年3月の「義務標準法」の一部改正により、2017年度から公立小・中学校に

おける通級による指導など特別な指導への対応のため、10年間で対象児童生徒数に応じた定数措置（基礎定数化）を行うこととしている。このほか、特別支援学校のセンター的機能強化のための教員配置など、特別支援教育の充実に対応するための加配定数の措置を講じており、高等学校における通級による指導の制度化に伴い、2018年3月に「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令」（昭和37年政令第215号）を改正し、公立高等学校における通級による指導のための加配定数措置を可能とした。

④ 教員の専門性の確保

教員の資質向上を図るため、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所においては、特別支援教育関係の教員等に対する研修や講義配信を行っているほか、独立行政法人教職員支援機構においても、各地域の中心的な役割を担う教員を育成する研修において、特別支援教育に関する内容が含まれている。さらに、都道府県教育委員会等においては、小学校等の教員等の初任者研修や中堅教諭等資質向上研修においても、特別支援教育に関する内容が含まれている。このほか、放送大学において、現職教師を主な対象とした特別支援学校教諭免許状取得のための科目が開講されている。

2022年3月31日に取りまとめられた「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」^(※7) 報告を踏まえ、特別支援教育を担う教師の専門性の向上のための取組に関して説明会や通知で教育委員会等における取組を促しているほか、2023年度には現状把握のための各種調査を実施した。

※7：特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/173/mext_00031.html

⑤ 特別支援学校教諭免許状

特別支援学校教諭免許状の取得のためには、様々な障害についての基礎的な知識・理解と同時に、特定の障害についての専門性を確保することとなっている。そのため、大学などにおける特別支援教育に関する科目の修得状況などに応じ、教授可能な障害の種別（例えば「視覚障害者に関する教育」の領域など）を定めて授与することとしている。

また、2021年1月の中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」の提言等を踏まえ、特別支援教育を担う教師の専門性の向上を図るため、2022年7月27日に「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」^(※8) を策定した。2024年度入学生からは本カリキュラムに基づいた教職課程が開始することになっている^(※9)。

なお、特別支援学校教諭免許状については、「教育職員免許法」（昭和24年法律第147号）上、当分の間、幼稚園、小・中学校及び高等学校の免許状のみで特別支援学校の教師となることが可能とされているが、専門性確保の観点から保有率を向上させることが必要である。

特別支援学校の教師の特別支援学校教諭等免許状の保有率は、全体で87.2%（2023年5月1日現在）であり、全体として10年前と比べ増加しているが、特別支援教育に関する教師の専門性の向上が一層求められている中で、専門の免許状等の保有率の向上は喫緊の課題となっている。このため、各都道府県教育委員会等において教師の採用、配置、現職教師の特別支援学校教諭等免許状取得等の措置を総合的に講じていくことが必要であり、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の通信講座による研修等、免許状保有率の向上に資する取組を行っている。

※8：特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/173/mext_00001.html

※9：特別支援学校教諭の養成は、2023年4月現在約170の大学で行われている。

⑥ 支援スタッフの積極的な登用

特別支援教育の推進に向け、教師以外の支援スタッフの登用も積極的に進めている。障害のある子供の学校における日常生活上・学習活動上のサポートを行う「特別支援教育支援員」の配置にかかる地方財政措置の拡充や、学校における「医療的ケア看護職員」の配置にかかる経費の一部補助等を進めている。2023年度においては、特別支援教育支援員について、69,500人分の地方財政措置が講じられ、医療的ケア看護職員について、3,740人分の配置にかかる補助を行った。

また、地方公共団体において、こうした支援スタッフの配置がより促進されるよう、2021年8月に、特別支援教育支援員や医療的ケア看護職員を学校教育法施行規則上に位置付けた。

イ 学校施設のバリアフリー化

学校施設は、多くの児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場である。このため、障害のある児童生徒が支障なく安心して学校生活を送ることができるようにする必要があることはもとより、災害時の避難所など地域のコミュニティの拠点としての役割も果たすことから、施設・設備のバリアフリー化を一層進めていく必要がある。

文部科学省では、公立小・中学校等において2025年度末までの5年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標を定め、学校施設におけるバリアフリー化の取組に対する支援の一つとして、エレベーターやスロープ、バリアフリースイッチなどのバリアフリー化に関する施設整備に対して国庫補助を行っている。

さらに、文部科学省ウェブサイト中に「学校施設のバリアフリー化の推進」^(※10)の特設ページを開設し、取組事例集、国庫補助制度、相談窓口ほか、学校設置者を始めとする関係者が活用可能な普及啓発ポスターや行政説明資料等、学校施設のバリアフリー化の検討や実施及び機運醸成等に資する資料を掲載した。

※10：「学校施設のバリアフリー化の推進」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/mext_00003.html

ウ 専門機関の機能の充実と多様化（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、我が国における唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題等に対応した研究活動を核として、各都道府県等において指導的立場に立つ教職員等を対象に、「特別支援教育専門研修」や高等学校における通級による指導などに関する「指導者研究協議会」を実施しているほか、インターネットを通じて、通常の学級の教師を含め障害のある児童生徒等の教育に携わる幅広い教師の資質向上の取組を支援するための研修講義の配信や特別支援学校の教師の免許状保有率の向上に資する免許法認定通信教育を実施している。また、全ての学校を始めとする関係者に必要かつ有益な情報を提供するため、インターネットを活用し、発達障害に関する情報提供等を行う「発達障害教育推進センターウェブサイト」や文部科学省、厚生労働省、国立障害者リハビリテーションセンターと共同運営する「発達障害ナビポータル」、合理的配慮の実践事例の掲載等を行う「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」及びデジタル教材を中心とした支援機器等教材活用に関する様々な情報を集約した「特別支援教育教材ポータルサイト」などにより情報発信を行っている。さらに、研究成果の普及等を行う「研究所セミナー」を開催しているほか、地域における特別支援教育の理解・啓発の進展を図るため、ブロックごとに行う「特別支援教育推進セミナー」を実施するなど理解啓発活動も行っている。

このほか、都道府県及び市町村が直面する課題について、その解決を図るため参画した都道府県及び市区町村教育委員会と協働して実施する「地域支援事業」や、国際的動向や諸外国の最新情報の収集及び海外との研究交流を行う「国際事業」等を行っている（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所：https://www.nise.go.jp/nc）。

(3) 充実した支援体制の整備

ア 切れ目ない支援体制整備

2012年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会が取りまとめた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」において、インクルーシブ教育システムを構築する上で、教育委員会や学校等は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との適切な連携が重要であり、関係行政機関等の相互連携の下で、広域的な地域支援のための有機的なネットワークを形成することが有効であることなどが示された。

文部科学省では、特別な支援が必要な子供が、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援を受けられる体制の整備に必要な経費（①連携体制の整備、②個別の教育支援計画等の活用、③連携支援コーディネーターの配置、④普及啓発などに係る経費）の一部を補助する事業を実施するなどして、教育委員会や学校等における取組を推進している。

■ 図表3-2 教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）

切れ目ない支援体制整備充実事業

2024年度予算額 42億円
(2023年度予算額 35億円)

背景・課題

特別支援教育の推進を図るため、①医療的ケア看護職員を配置するとともに、②特別な支援を必要とする子供への就学前から学前期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や③外部専門家の配置を行う。

医療的ケア看護職員配置事業	特別な支援を必要とする子供への就学前から学前期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備												
<ul style="list-style-type: none"> ● 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（2021.6成立、2021.9施行）の趣旨を踏まえ、学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、校外学習や登下校時の送迎車両に回乗することも含め、自治体等による医療的ケア看護職員の配置を支援 <p style="font-size: small;">2024年度予算額 4.037億万円(2023年度予算額3,318百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">補助対象者</td> <td>学校において医療的ケアを実施するために雇用する看護師等、介護福祉士、認定特定行為業務従事者</td> </tr> <tr> <td>配置の考え方</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 配置人数：4,550人分（※3,740人分） ✓ 1日6時間、週5回を想定 上記のほか登下校時の対応分も計上 <p style="font-size: x-small;">※ 実際の配置に当たっては、自治体等の実態に応じて、児童福祉（障害・療育等）を決定、技術職員ステーション等の委託することも可能。</p> </td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;"><補助対象> 都道府県・市区町村・学校法人（幼稚園、小・中・高等学校・特別支援学校） <補助割合> 国：1/3 補助事業者：2/3</p>	補助対象者	学校において医療的ケアを実施するために雇用する看護師等、介護福祉士、認定特定行為業務従事者	配置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 配置人数：4,550人分（※3,740人分） ✓ 1日6時間、週5回を想定 上記のほか登下校時の対応分も計上 <p style="font-size: x-small;">※ 実際の配置に当たっては、自治体等の実態に応じて、児童福祉（障害・療育等）を決定、技術職員ステーション等の委託することも可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップを支援 ※交付初年度から3年度限り <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">連携体制を整備</td> <td>教育委員会・学校と福祉関係や関係機関の連携体制を整備</td> </tr> <tr> <td>個別の教育支援計画等の活用</td> <td>就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組みづくり</td> </tr> <tr> <td>連携支援コーディネーターの配置</td> <td>教育委員会・学校と福祉関係や関係機関の連携を促進（早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援）</td> </tr> <tr> <td>普及啓発</td> <td>市民や他の自治体への普及啓発</td> </tr> </table>	連携体制を整備	教育委員会・学校と福祉関係や関係機関の連携体制を整備	個別の教育支援計画等の活用	就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組みづくり	連携支援コーディネーターの配置	教育委員会・学校と福祉関係や関係機関の連携を促進（早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援）	普及啓発	市民や他の自治体への普及啓発
補助対象者	学校において医療的ケアを実施するために雇用する看護師等、介護福祉士、認定特定行為業務従事者												
配置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 配置人数：4,550人分（※3,740人分） ✓ 1日6時間、週5回を想定 上記のほか登下校時の対応分も計上 <p style="font-size: x-small;">※ 実際の配置に当たっては、自治体等の実態に応じて、児童福祉（障害・療育等）を決定、技術職員ステーション等の委託することも可能。</p>												
連携体制を整備	教育委員会・学校と福祉関係や関係機関の連携体制を整備												
個別の教育支援計画等の活用	就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組みづくり												
連携支援コーディネーターの配置	教育委員会・学校と福祉関係や関係機関の連携を促進（早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援）												
普及啓発	市民や他の自治体への普及啓発												
外部専門家配置事業													
<ul style="list-style-type: none"> ● 個別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状態等に応じて必要となる、専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門家配置を支援（435人分） 													

【関連施策】

ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業
テーマ：医療的ケア児支援における指導的立場の看護師養成
0.1億円（3年間：1箇所×1,000万円）

医療的ケア児支援のための人材確保に向け、大学等において、

- 看護学生を対象とした医療的ケア児支援のための実習等の試行的実施
- 指導的立場等の看護師養成のためのリスキリング教育プログラムの構築

担当：初等中等教育局特別支援教育課

資料：文部科学省

イ 教育と福祉等の連携

発達障害を始め障害のある子供への支援における教育と福祉の連携については、学校と障害福祉サービス事業者との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されている。文部科学省と厚生労働省では、両省連携による、家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトを2017年12月に発足させ、2018年3月に、教育と福祉の連携を推進するための方策及び保護者支援を推進するための方策について報告書を取りまとめた。両省は2018年5月に報告書の趣旨を広く周知するため、自治体向けに通知を发出し、各自治体における、教育

委員会と福祉部局の連携の促進や、地域における支援の情報や相談窓口について記載されたハンドブックを作成するなどの保護者支援の取組の充実を促した。

文部科学省では、2018年8月に、「学校教育法施行規則」(昭和22年文部省令第11号)の一部改正を行い、「個別の教育支援計画」の作成に当たっては、児童生徒等又はその保護者の意向を踏まえつつ、医療、福祉、保健、労働等の関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならないこととした。また、2019年度から3年間にわたり、学校と放課後等デイサービス事業所などの障害児通所支援事業所の連携促進に資するため、連携に際してのマニュアルを作成するモデル事業に取り組み、周知を図っている。

さらに、2023年4月には、こども家庭庁が発足したことも踏まえ、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省合同で課題の共有・検討等を行う「障害や発達に課題のあるこどもや家族への支援に関する家庭・教育・福祉の連携についての合同連絡会議」が設置されたところである。こうした動きを踏まえ、文部科学省では、2024年度より、発達障害のある児童生徒等に対する支援に関する家庭・教育・福祉の連携に関する好事例の収集及び事例集の作成等を行う調査研究事業を実施する。

ウ 発達障害のある子供に対する支援

「学校教育法の一部を改正する法律」(平成18年法律第80号)により、幼稚園、小・中学校及び高等学校等のいずれの学校においても、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する特別支援教育を推進することが法律上明確に規定された。

2016年6月には「発達障害者支援法の一部を改正する法律」(平成28年法律第64号)が公布され(2016年8月施行)、発達障害児がその年齢・能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮することや、支援体制の整備として個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成推進、いじめの防止等のための対策の推進等が規定された。文部科学省では、2020年度から2022年度まで、発達障害の可能性のある児童生徒等に対する指導経験の浅い教師の専門性向上を図るため、研修等の機会の充実や指導・助言などのサポート体制の整備など、関係機関とも連携した支援体制の構築に取り組む事業を実施した。さらに、2021年度からは、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための自立活動や通級による指導について、学びの保障や指導の質の向上などの観点から、ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究を実施した。これらの事業で得られた成果については、文部科学省のホームページにおいて公表している。

そして、2023年度より、児童生徒が在籍する学校において専門性の高い通級による指導を受けられるよう、通級による指導の対象となっている児童生徒にとって効果的かつ効率的な通級による指導の実施に向けたモデル構築や、管理職も含めた全ての教員が発達障害を含む特別支援教育に取り組んでいくため、管理職を始めとする教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築等に関する研究を実施している。

こども家庭庁では、発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等を巡回し、施設の職員や親に対し、気になる段階から支援を行うための体制の整備を図り、発達障害児等の福祉の向上を図ると共にインクルージョンを推進することを目的に「巡回支援専門員整備」を進めている。

エ 医療的ケアが必要な子供に対する支援

文部科学省が実施した学校における医療的ケアに関する調査の結果によると、特別支援学校や小・中学校等に在籍する医療的ケアが必要な幼児児童生徒の数は増加傾向にある。また、「医

療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(令和3年法律第81号)が2021年6月に成立し、2021年9月に施行された。このような状況を踏まえ、文部科学省では、学校において関係者が一丸となって医療的ケアに対応できるよう、医療的ケアの環境整備の充実を図るため、教育委員会や学校等における取組を支援している。

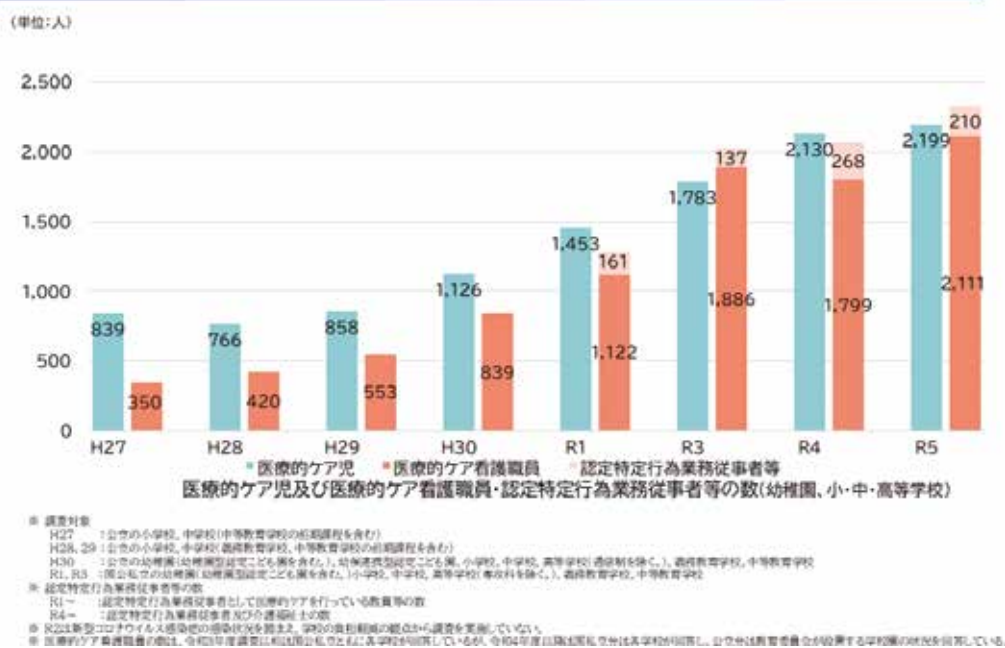
■ 図表3-3 特別支援学校や幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児等の推移

特別支援学校における医療的ケアに関する推移



出典：令和5年度学校における医療的ケアに関する実態調査（文部科学省）

幼稚園、小・中・高等学校における医療的ケアに関する推移



出典：令和5年度学校における医療的ケアに関する実態調査（文部科学省）

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
参考資料

とりわけ、学校において中心となって医療的ケアを行う看護師については、学校において教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして、その名称を医療的ケア看護職員とし、その職務内容について「学校教育法施行規則」に規定するとともに、教育委員会等における医療的ケア看護職員の配置に係る支援等を行っている。

さらに、近年、小・中学校等においても医療的ケア児が増加傾向であることから、教育委員会等における医療的ケアに関する体制の整備等の参考となるよう、「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」を2021年6月に公表するとともに、小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方について調査研究を実施している。また、2023年度においては「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行等を踏まえ各自治体での取組が進められる中で、安心・安全な医療的ケアの実施に向け、各自治体等の医療的ケア児の支援体制に関する調査やヒアリング等を通して、医療的ケアの実施体制の整備に向けた課題の整理を行う調査研究を行った。

加えて、医療的ケア児が安心して安全に学校等に通うことができるよう、主治医と学校医等との連携を推進する観点から、2020年度の診療報酬改定において、医療的ケア児が通う学校の学校医又は医療的ケアに知見のある医師に対して、医療的ケア児が学校生活を送るに当たって必要な情報を主治医が提供した場合の評価が新設されるとともに、医療的ケア児が普段利用している訪問看護ステーションから学校が必要な情報提供を受けられる機会が拡充された。また、2022年度の診療報酬改定において、算定対象先が追加され、文部科学省では、診療報酬改定を踏まえ、医療的ケア児の教育機会や医療安全を確保する観点から、主治医から学校医等への診療情報提供に基づく医療的ケアの流れやその際の留意事項等を整理し、教育委員会等に周知している。また、2024年度の診療報酬改定において、歯科医師から学校歯科医等に対して必要な情報を提供した場合の評価が新設された。

オ 私学助成

私立の小学校から大学までの学校（特別支援学校を含む。）における障害のある児童・生徒・学生等の就学への配慮や、特別支援学校、特別支援学級を置く小・中学校及び障害のある幼児が就園している幼稚園等の果たす役割の重要性から、これらの学校の教育環境の維持向上及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、「私立学校振興助成法」（昭和50年法律第61号）に基づき、国は経常的経費の一部の補助等を行っている。

カ 家庭への支援等

文部科学省と地方公共団体は、障害のある子供の特別支援学校や小・中学校の特別支援学級等への就学支援の充実、障害のある子供の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じて就学奨励費を支給している。2023年度からは、新たに高等学校に就学する視覚障害のある生徒への「教科用図書購入費」についても補助対象とし、「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」について、特別支援学校及び小中学校の特別支援学級等への就学予定者の保護者等のうち、要保護児童生徒などの特に支援が必要な保護者等に対して、就学前に支給を実施した場合も補助対象とすることに加え、補助上限額の引き上げも行った。

第3章第1節 1. 特別支援教育の充実

／文部科学省

TOPICS(トピックス) (5)

特別支援教育に関するICTの推進

GIGAスクール構想の実現に向け、特に、障害のある児童生徒に対しては、障害のある児童生徒が1人1台端末を効果的に活用できるよう、一人一人に応じた入出力装置の整備を併せて支援するとともに、1人1台端末の一層の利活用を推進するため、特別支援教育就学奨励費等においてオンライン学習に必要な通信費についても支援を行っている。端末の活用にあたっては、児童生徒の障害の状態や特性等に応じた取組として、例えば、視覚障害のある児童生徒の場合、拡大機能、白黒反転機能等を搭載した端末を活用することで、各児童生徒においてより文字を見やすい状況を実現できるほか、聴覚障害のある児童生徒の場合、発話をテキスト変換する端末を使用することで、授業のやり取りを視覚的に理解することが可能になる。このように、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援をするに当たっての強力なツールとなることから、端末を積極的に活用し、各教科等の学習効果を高めたり、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導に効果を発揮したりする取組が重要である。

また、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（NISE）においては、専門研修の参加者等が、1人1台のタブレット端末等を始めとするICT機器を活用した指導方法や、教室における合理的配慮の可能性を模擬授業などの演習を通じて体験的に学ぶことを目指す施設設備である「ICT活用実践演習室〔あしたの教室（通称）〕」を設置し、専門研修等の参加者や見学者に対応している。同研究所がこれらの体験等から得られる知見を整理して情報を発信することや、先導的な機器を充実させることで研究所の基礎的研究活動の研究設備としての機能も期待できる。

さらに、障害のある児童生徒の指導における適切なICTの活用を目的に、各地域における指導・支援の充実を図るため、ICT活用について指導実績がある教職員に対し、特別支援教育におけるICT活用に関わる指導者研究協議会を実施している。加えて、学校現場に役立つ事例を紹介したりリーフレットの作成等を通じて障害のある児童生徒のICT活用の支援を行っている。

資料：文部科学省

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
参考資料

2. 障害のある子供に対する福祉の推進

(1) 障害児保育の推進

障害のある児童の保育所での受入れを促進するため、1974年度より障害児保育事業において保育所に保育士を加配する事業を実施してきた。

当該事業については、事業開始より相当の年数が経過し、保育所における障害のある児童の受入れが全国的に広く実施されるようになったため、2003年度より一般財源化し、2007年度より地方交付税の算定対象を特別児童扶養手当の対象児童から軽度の障害のある児童に広げる等の拡充をしている。

また、2015年度より施行した子ども・子育て支援制度においては、①保育所、幼稚園、認定こども園において、障害のある児童等の特別な支援が必要な子供を受け入れ、地域関係機関との連携や、相談対応等を行う場合に、地域の療育支援を補助する者を配置、②地域型保育事業について、障害のある児童を受け入れた場合に特別な支援が必要な児童2人に対し保育士1人の配置を行っている。

さらに、保育現場におけるリーダー的職員を育成するため、2017年度より開始した「保育士等キャリアアップ研修」の研修分野に「障害児保育」を盛り込み、障害児保育を担当する職員の専門性の向上を図っている。

なお、障害児保育の研修分野を含めた保育士等キャリアアップ研修を修了し、リーダー的職員となった者に対して、その取組に応じた人件費の加算を実施している。

加えて、障害児保育に係る地方交付税について、2018年度には、措置額を約400億円から約880億円に拡充するとともに、障害児保育に係る市町村の財政需要を的確に反映するため、各市町村の保育所等における「実際の受入障害児数」（2020年度以降、障害児保育のための加配職員数に2を乗じた数（以下本章では「加配対象受入障害児数」という。）を上回る場合は、加配対象受入障害児数）に応じて地方交付税を算定することとした。

このほか、障害のある児童を受け入れるに当たりバリアフリーのための改修等を行う事業を実施している。

■ 図表3-4 障害児保育の実施状況推移



注：各年度3月31日時点
資料：こども家庭庁

(2) 放課後児童クラブにおける障害のある児童の受入推進

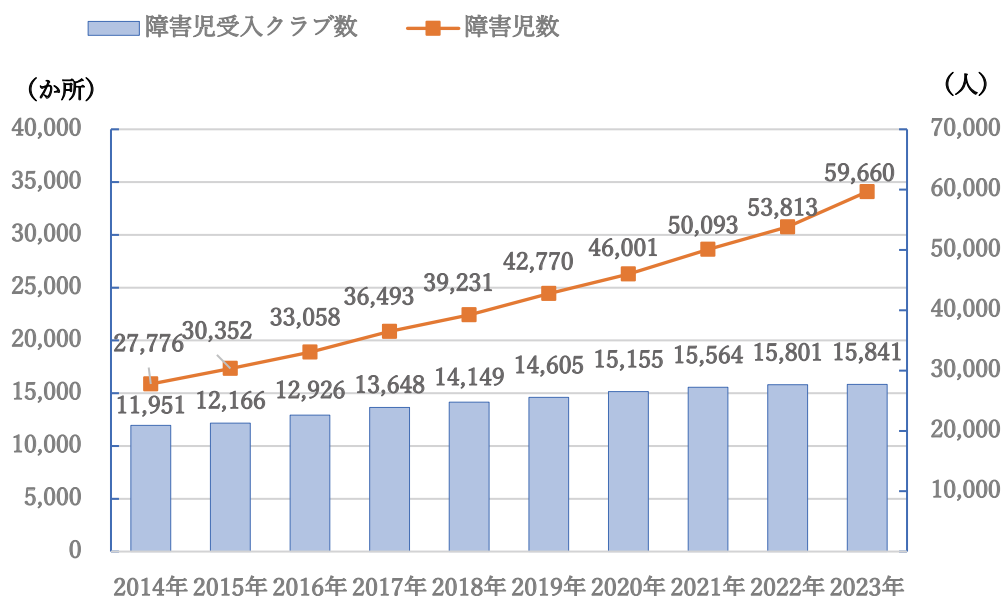
共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を与える放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）においては、療育手帳や身体障害者手帳等を所持する児童に限らず、これらの児童と同等の障害を有していると認められる児童も含めて可能な限り障害のある児童の受入に努めている。また、こども家庭庁及び文部科学省では、「放課後児童対策パッケージ」（令和5年12月25日付通知）において、放課後児童クラブと学校関係者や専門機関・施設等の関係機関との連携について改めて促しているところである。

障害のある児童の受入を行っている放課後児童クラブは、年々、着実に増加しており、2023年5月現在で、全25,807クラブのうち約61%に当たる15,841クラブにおいて、59,660人を受け入れている状況である。障害のある児童の受入に当たっては、個々の障害の程度等に応じた適切な対応が必要なことから、専門的知識等を有する職員を配置するために必要な経費を補助している。

また、2017年度からは、障害のある児童3人以上の受入を行う場合について、更に1名の専門的知識等を有する職員を配置するために必要な経費の上乗せ補助や医療的ケア児の受入を行う場合について、看護師等を配置するために必要な経費の補助を行っている。

さらに、2022年度からは、障害のある児童3人以上の受入を行う場合について、最大3名の職員を加配できるよう補助を拡充するとともに、医療的ケア児の受入を行う場合について、看護師等が当該児童への送迎や病院への付き添い等を行った場合の補助を創設しており、障害のある児童が放課後児童クラブを適切に利用できるよう支援している。

■ 図表3-5 放課後児童クラブにおける障害児の受入数の推移



注：各年5月1日時点（2020年のみ7月1日時点）

資料：こども家庭庁

(3) 療育体制の整備

ア 障害児支援の充実

障害のある児童に対しては、できるだけ早期に必要な発達支援等を行うことによって、基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていく必要がある。このため、健康診査等により障害の早期発見を図るとともに、適切な療育を実施する体制の整備を図っている。

また、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号）の公布に伴う「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）の一部改正等により、障害児支援については、身近な地域で支援を受けられるようにする等のため、従来の障害種別に分かれていた体系について、2012年4月から通所による支援を「障害児通所支援」に、入所による支援を「障害児入所支援」として利用形態の別によりそれぞれ一元化し、障害児支援の強化を図っている。

さらに、学齢期における支援の充実を図るために「放課後等デイサービス」を、保育所等に通う障害のある児童に対して集団生活への適応を支援するために「保育所等訪問支援」を創設した。

また、在宅で生活する重症心身障害児（者）に対し、適切なりハビリテーションや療育を提供し、日中の活動の場を確保するため、予算事業により「重症心身障害児（者）通園事業」を実施してきたが、「児童福祉法」の一部改正により、2012年度から法定化され、安定的な財源措置が講じられることとなった。

2016年6月に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成28年法律第65号）による改正後の「児童福祉法」において、障害児支援のニーズの多様性にきめ細かく対応して支援の拡充を図るため、重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある児童に対し、居宅を訪問して発達支援を提供する「居宅訪問型児童発達支援」を創設した。加えて、「保育所等訪問支援」について、訪問先を乳児院及び児童養護施設にも拡大した。

■ 図表3-6 障害児通所支援・障害児入所支援の体系

支援		支援の内容
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他の必要な支援を行うもの、又はこれに併せて治療（肢体不自由のある児童に対して行われるものに限る。）を行うもの
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の必要な支援を行うもの
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある児童の居宅を訪問して発達支援を行うもの
	保育所等訪問支援	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害のある児童に対して、集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行うもの
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	施設に入所する障害のある児童に対して、保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行うもの
	医療型障害児入所施設	施設に入所する障害のある児童に対して、保護、日常生活における基本的な動作、独立自活に必要な知識技能の習得のための支援及び治療を行うもの

資料：こども家庭庁

また、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえ、2018年12月に取りまとめられた「幼

児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」に沿って、2019年10月以降、就学前の障害児について、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に、障害児通所支援・障害児入所支援の利用料を無償化している。

2022年6月には、主に未就学の障害児の発達支援を行う児童発達支援センターについて、地域における障害児支援の中核的役割を担うことや、障害児入所支援において、入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、都道府県及び政令市を移行調整の責任主体として明確化することについて定めた、「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号)が成立し、2024年4月に施行されたほか、「こども基本法」(令和4年法律第77号)、「こども家庭庁設置法」(令和4年法律第75号)等の成立を受けて、2023年4月にこども家庭庁が創設され、こどもまんなか社会の実現に向けて、こども施策の一層の推進が図られるとともに、障害児支援施策は同庁の下で子育て支援施策の中で一元的に推進されることとなった。

2023年12月には、「こども基本法」に基づきこども政策の方針を定めることを目的とした「こども大綱」と、こども・子育て政策の強化を定めた「こども未来戦略」が閣議決定された。その中で障害児支援については、多様な支援ニーズを有するこどもの健やかな育ちを支え、「誰一人取り残さない」社会を実現する観点から、地域における支援体制の強化やインクルージョンの推進を図ることとされた。

また、2023年12月に閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」では、全てのこどもの誕生前から幼児期までの心身の健やかな育ちを保障するための考え方が取りまとめられ、この中で障害児については、一人一人多様な育ちがある中で個々のニーズに応じた丁寧な支援が必要なこどもと捉えることが大切であり、障害の有無で線引きせず、全てのこどもの多様な育ちに応じた支援ニーズの中で捉えるべきであるとされた。

イ 地域における支援体制の整備

地域で生活する障害のある児童やその家族を支えるため、「児童福祉法」に基づき、児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等において発達支援や相談支援等を行っている。

難聴児について、難聴を早期に発見し適切な支援を行うことで、難聴児の言語発達を促すことが可能であることから、保健、医療、福祉、教育が連携し、早期支援や早期療育を行う必要性が指摘されている。このため、2019年3月より、厚生労働省(2023年4月以降はこども家庭庁へ移管)及び文部科学省において、「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」の報告を踏まえ、都道府県における新生児聴覚検査の体制整備の拡充や聴覚障害児支援のための中核機能の強化に取り組んでいる。

2022年2月には、新生児聴覚検査体制の整備、地域における支援(協議会の設置等)、家族等に対する支援(情報提供等)、学校等関係機関における取組等を内容とする、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を策定し、都道府県においては、本指針を踏まえ、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を作成し、地域の保健、医療、福祉、教育の連携体制の確保を進めている。

また、医療的ケア児について、2021年9月、議員立法により、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めた「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立し、施行された。

こども家庭庁では、「医療的ケア児等総合支援事業」により各都道府県における医療的ケア児支援センターの設置を始め、各地域における支援体制の整備の推進等を図っている。医療的ケア児支援センターの開設が各地で進められ、2024年2月に全47都道府県において設置された。

また、こども家庭庁では、2023年度から「地域障害児支援体制強化事業」により各都道府県における児童発達支援センター等の機能強化を始め、各地域における障害児の支援体制の強化を図っている。

さらに、2023年には令和5年度補正予算により「地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業」を開始し、地域の保健、子育て、福祉等と医療機関との連携体制を構築し、こどもの発達相談を実施するとともに、必要な発達支援や家族支援につなぐなど、こどもや家族の支援ニーズに適切な時期に対応できる体制整備を進めている。

2023年5月には、2024年度から2026年度末までを計画期間とする「第3期障害児福祉計画」において、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築、各都道府県が難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保すること、各都道府県、各圏域及び各市町村が、医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届ける「医療的ケア児コーディネーター」を配置すること等を目標とするよう、同計画の基本指針を策定した。

これらにより、障害のある児童とその家族が必要な支援を受け、地域で安心して暮らすことのできる体制の整備を図っている。

加えて、2024年4月の障害福祉サービス等報酬改定において、児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障害児支援体制の充実を図ることとしている。

第3章第1節 2. 障害のある子供に対する福祉の推進

／こども家庭庁

TOPICS(トピックス) (6)**こども大綱の策定と障害児支援の推進**

2023年4月1日に、「こどもまんなか社会」の実現に向けてこども家庭庁が発足し、障害児支援については、こども政策全体の中で進めていくこととされた。

2023年12月22日には、全てのこども・若者が心身の健康や周りの環境にかかわらず健やかに成長し、将来にわたり幸せに生活できる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども家庭庁の発足と同時に施行された「こども基本法」に基づき、幅広いこども政策の方針を定めることを目的とした「こども大綱」が閣議決定された。

また、同日、若者・子育て世代の所得を増やすこと、社会全体の構造や意識を変えること、全てのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していくことを基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現に向けて、「こども未来戦略」も閣議決定された。



資料：こども家庭庁

その中で障害児支援については、多様な支援ニーズを有するこどもの健やかな育ちを支え「誰一人取り残さない」社会を実現する観点から、地域における支援体制の強化やインクルージョンの推進を図ることとされた。

具体的には、障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化を行うとともに、保育所等への巡回支援の充実を図ることとしている。

また、医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化することや、こどもや若者本人のみならず、保護者やきょうだいの支援を進めること、障害や発達の特徴を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていくことを進めることとしている。

さらに、2024年4月から、補装具が障害のあるこどもの日常生活に欠かせないものであり、成長に応じて交換が必要なものであることを踏まえ、保護者の所得にかかわらず利用できるよう補装具費支給制度の所得制限を撤廃することとした。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

3. 社会的及び職業的自立の促進

(1) 特別支援学校と関係機関等の連携・協力による就労支援

障害のある人が、生涯にわたって自立し社会参加していくためには、企業等への就労を支援し、職業的な自立を果たすことが重要である。しかしながら、2023年5月1日現在、特別支援学校高等部卒業者の進路をみると、福祉施設等入所・通所者の割合が約62.7%に達する一方で、就職者の割合は約29.3%となっており、職業自立を図る上で厳しい状況が続いている。

障害のある人の就労を促進するためには、教育、福祉、医療、労働などの関係機関が一体となった施策を講じる必要がある。

このため、文部科学省では、厚生労働省と連携し、各都道府県教育委員会等に対し、就労支援セミナーや障害者職場実習推進事業等の労働関係機関等における種々の施策を積極的に活用することや、福祉関係機関と連携の下で就労への円滑な移行を図ることなど障害のある生徒の就労を支援するための取組の充実を促している。

(2) 高等教育等への修学の支援

障害のある人が障害を理由に高等教育への進学を断念することがないように、修学機会を確保することが重要である。このため、文部科学省では、出願資格について、必要に応じて改善することや、合理的配慮の提供により、障害のない学生と公平に入学試験を受けられるようにすることなど、適切な対応を求めている。

また、大学・短期大学・高等専門学校（以下本章では「大学等」という。）における障害のある学生の在籍者数が増加していることや、2024年4月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法律第56号）が施行され、私立を含む全ての大学等において、障害のある学生への合理的配慮の提供が法的義務となること等を踏まえ、高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方について検討を行うため、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催し、検討結果を「第三次まとめ」としてとりまとめ、各大学等へ周知した。併せて、先進的な取組や知見を持つ大学等が中心となり、大学や関係機関等が参加・連携するプラットフォームを形成することで、高等教育機関全体における障害学生支援体制の推進を図る「障害のある学生の修学・就職支援促進事業」を実施した。

独立行政法人日本学生支援機構においては、大学等における障害のある学生への支援の充実に資するよう、全国の大学等における障害のある学生の状況及びその支援状況について把握・分析するための実態調査、各大学等が適切な対応を行うために参考にできる事例集の周知、理解・啓発促進を目的としたセミナーや実務者育成のための研修会の開催などの取組を継続して行っている。

大学入学共通テストや各大学の個別試験において、点字・拡大文字（大学入学共通テストにおいては、障害のある入学志願者によりきめ細かに配慮する観点から、拡大文字問題冊子について、14ポイント版、22ポイント版を作成）による出題、筆跡を触って確認できるレーズライター（ビニール製の作図用紙の表面にボールペンで描いた図形や文字がそのままの形で浮き上がるため、描きながら解答者が筆跡を触って確認できる器具）による解答、文字解答・チェック解答（専用の解答用紙に選択肢の数字等を記入・チェックする解答方式）、パソコン（タブレット端末を含む。）の利用、試験時間の延長、代筆解答、試験問題の人による読み上げ等の受験上の配慮を実施している。

令和6年度大学入学共通テストの受験上の配慮においては、より丁寧な情報提供が行えるよう

に、「受験上の配慮案内」の配慮内容や申請書類に関する記載について見直しを行っている。

学校施設については、障害のある人の円滑な利用に配慮するため、従来よりエレベーターやスロープなどのバリアフリー化に関する施設整備を進めるとともに、支障なく学生生活を送れるよう、各大学等において授業支援等の教育上の配慮が行われている。

聴覚障害及び視覚障害のある人のための高等教育機関である筑波技術大学では、社会に貢献できる先駆的な人材を育成すること及び世界的な視野で聴覚・視覚障害者に対する高等教育の充実と発展に寄与することを教育理念とし、障害特性に合わせた情報保障及び障害補償能力の育成による「伝わる・伝える」教育等を提供することにより、主体的に考え、自律的に行動する力、自立した社会人・職業人として社会に貢献できるコミュニケーション力、さらには、多様な文化を理解し、グローバルな幅広い視野をもって発信・行動する力を身につけた人材の育成に取り組んでいる。

テレビ・ラジオ放送等のメディアを効果的に活用して、遠隔教育を行っている放送大学では、自宅で授業を受けることができ、障害のある人を含め広く大学教育を受ける機会を国民に提供しており、障害のある学生に対しては、放送授業の字幕放送化の推進や単位認定試験における点字出題や音声出題、試験時間の延長等を行っている。また、知的障害のある人やその支援者への生涯学習支援につながる学習コンテンツの作成に向けた検討を行っている。

(3) 地域における学習機会の提供

障害のある子供の学校外活動や学校教育終了後における活動等を支援するためには、地域における学習機会の確保・充実に努めるとともに、障害のある人が地域の人々と共に、地域における学習活動に参加しやすいように配慮を行う必要がある。

文部科学省では、公民館や図書館、博物館といった社会教育施設について、それぞれの施設に関する望ましい基準を定めるなど、障害の有無にかかわらず、全ての人々にとって利用しやすい施設となるよう促している。

(4) 生涯を通じた学びの支援

障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現とともに、障害のある人が、生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるようにすることが重要である。2018年3月に閣議決定された「障害者基本計画（第4次）」及び2018年6月に閣議決定された「第3期教育振興基本計画」において、障害のある人の生涯学習の推進について初めて明記され、それぞれ現行の計画に引き継がれている。

両計画に記載されているとおり、文部科学省では、「学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業」として、学校から社会への移行期や人生の各ステージにおける効果的な生涯学習プログラムの開発、実施体制等に関する実践研究及び生涯を通じた共生社会の実現に関する調査研究を行っている。2023年度の調査研究では、特別支援学校及び社会教育施設を対象とした「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究」を実施した。実践研究は、都道府県が中心となり市区町村や大学、特別支援学校、社会福祉法人等が参画する「地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築」、市区町村と民間団体が連携して障害者を包摂する生涯学習プログラムを開発する「地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進」、「大学・専門学校等における生涯学習機会創出・運営体制のモデル構築」の3メニューで37団体を採択し、障害のある人の多様な学びの場の創出や持続可能な体制整備等の実現に向けた取組を実施した。

障害のある人の学びに関する普及・啓発や人材育成に向けた取組では、2019年度からは上記研

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
参考資料

究事業の成果の普及や、障害に関する理解の促進、支援者同士の学び合いによる学びの場の担い手の育成、障害のある人の学びの場の拡大を目指し、「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を主催し、2023年度は全国13か所において開催した。2023年10月には、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現に向けた啓発として、「超福祉の学校@SHIBUYA～障害の有無をこえて、共に学び、創るフォーラム～」を、特定非営利活動法人ピープルデザイン研究所との共催で開催した。そのほか、2017年度より、障害のある方の生涯学習を支える活動について他の模範と認められるものに対して、その功績を称える文部科学大臣表彰を行っている。2023年度は、長年にわたる個人・団体の功績を称える「功労者表彰」について45件、新しいチャレンジや分野を超えた連携の成果が認められた「奨励活動表彰」について6件を表彰した。これらの多様な活動が、今後のモデルとなり各地で広く展開されていくことを期待し、被表彰者の取組事例を事例集にまとめホームページで公開するとともに、注目すべき取組について動画で紹介している。



令和5年度「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰
資料：文部科学省

第3章第1節 3. 社会的及び職業的自立の促進

／文部科学省

TOPICS(トピックス) (7)**障害の有無をこえて、共に学び、創るフォーラム
～超福祉の学校@SHIBUYA～**

障害当事者を始め家族、支援者、教育関係者・福祉関係者等が学び合う啓発イベントとして、2018年より文部科学省と特定非営利活動法人ピープルデザイン研究所の共催で実施しているフォーラムイベント「超福祉の学校@SHIBUYA」が、2023年10月27日～29日にハイブリッド形式で開催された。13のシンポジウムのうち、障害のある人にとっての生涯学習の機会が、学習を受ける障害当事者だけの学びではなく、学びに関わる全ての人々にとって新たな気づきや学びがあることに着目し「共に学ぶ」ことをテーマとした2本のシンポジウムを紹介する。



～超福祉の学校@SHIBUYA 特設ホームページ～

<https://peopledesign.or.jp/school/>

※シンポジウムはアーカイブにて視聴可能



○シンポジウム『『共に学ぶ』の先にある『共に生きる』を考える』

福祉サービス事業やアートを通じた街づくりに取り組む認定特定非営利活動法人クリエイティブサポートレッツ（静岡県浜松市）では、重度の知的障害のある当事者の方と地域の方々が活動や生活をともにする中で、お互いに新しいことに会う、それを双方向の学び（共に学ぶ）ととらえてみようという試みで、様々な学びの機会を創出している。シンポジウムでは、その活動紹介に続き、実際に活動に参加した方から、重い知的障害のある方々と「ともにいること」で生じた関係性の変化や発見が語られ、自身にどのような学びがもたらされたのかを共有した。



『『共に学ぶ』の先にある『共に生きる』を考える』

○シンポジウム「大学生発！みんなのマナビ、私のマナビ」

障害のある方の高等教育機関への進学は、いまだ限られている現実がある。進学という形ではなくとも、履修プログラムやゼミ、サークルやボランティア活動等様々な形で、大学が関わる障害のある人の学校卒業後の学びの機会が広がりつつある。

シンポジウムの登壇者は、神戸大学「KUPI」、相模女子大学「インクルーシブ生涯学習プログラム」、田園調布大学重度重複障害者への訪問学習支援サークル「Bonds」、名古屋大学「ちくさ日曜学校」に参加する学生等で、それぞれの活動を紹介するとともに、彼らが気付いたこと、考えたことが発表された。

「私たちは支援者ではない。私たちが教えられることもたくさんある。また、一緒により良いプログラムをつくる対等な立場でもある」と「共に学ぶ」ことの楽しみのほか、改めて「学び」の在り方を問う葛藤などが語られた。



「大学生発！みんなのマナビ、私のマナビ」

資料：文部科学省

TOPICS(トピックス) (8)

学校卒業後の障害者の多様な学びのかたち (重度重複障害者の学び)

「障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」の実現を目指し、文部科学省では、「学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業」に取り組んでいる。特に、移動や参加に必要な重度の障害や医療的ケアを必要とする方が地域の中で安心・安全に参加できる場づくりについて、「重度重複障害児者等の生涯学習に関する実態調査」を実施し、地域の生涯学習に関わる方々に、学びの現状や生涯学習への期待、実際の取組事例（集合型、訪問型、遠隔型、ICTの活用等）を知っていただくための冊子を作成・配布した。また、実践研究事業にて、モデルとなる事業を採択し、その普及促進に取り組んでいる。



資料：文部科学省

(文部科学省ホームページ「重度重複障害児者等の生涯学習に関する実態調査」)
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_01845.html

○令和5年度実践研究より重度重複障害者が参加する取組事例

(文部科学省ホームページ令和5年度「学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業」について)
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1418341_00005.htm



・地域連携による訪問カレッジ・オープンカレッジ (国立大学法人愛媛大学)

四国地区を中心とした重症心身障害者等に対し、個別型の「訪問カレッジ」及び集団型の「オープンカレッジ」を実施し、学習機会を提供するとともに、オンラインコンテンツの製作やコーディネーター、指導者、スタッフを養成する取組を実施している。



(鍵盤ハーモニカで合奏に挑戦)

資料：文部科学省



・訪問学習支援 (重度障害者・生涯学習ネットワーク)

重症心身障害者・医療的ケア者対象の訪問型生涯学習支援「訪問カレッジ」を持続可能な制度にすることを目的に、訪問型生涯学習支援における効果的な学習プログラム、運営・地域連携、人材育成、理解啓発を行っている。

(学習の様子)

資料：文部科学省

・肢体不自由者へのICTを活用した学習支援 (株式会社CMU Holdings)

特別支援学校卒業後、生活介護事業所に通所する方へ、訪問又はリモートでの支援により、ICTを活用した就労研修や豊かな生活のための学習支援を行っている。



(視線入力体験会の様子)



(リモートで学習)

資料：文部科学省